

○裾野市定住・移住応援団登録制度実施要綱

令和7年1月6日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、官民が協働して裾野市への定住・移住を促進するため裾野市定住・移住応援団(地域情報の提供等を通じて定住・移住の支援を行う事業者として、本要綱に基づき登録されたものをいう。以下「応援団」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援団の役割)

第2条 応援団は、前条の趣旨に賛同し、裾野市への移住希望者に対し、裾野市の不動産や就労の情報を提供し、定住・移住支援を行うものとする。

2 応援団は、市が実施する定住・移住の取組に対して協力するものとする。

3 応援団が自ら実施する定住・移住支援に係る費用は、応援団が負担するものとする。

(市の役割)

第3条 市は、次の取組を行うものとする。

(1) 市公式ウェブサイトにおける次条第1項の申請内容に基づく応援団紹介ページの掲載

(2) 市公式ウェブサイトにおける移住希望者に対して応援団が行う移住・定住支援の周知、案内等の掲載

(3) 市の作成するパンフレット等の提供

(4) その他、応援団の運営に当たり必要と認める支援

(応援団の登録)

第4条 応援団の登録を希望する事業者は、裾野市定住・移住応援団登録申請書(別記様式)を郵送、電子メール、FAX又は持参のいずれかの方法で提出し、申請するものとする。

2 市は、前項の規定による申請について内容を審査し、適当であると認める場合は、応援団として登録するものとする。ただし、次に掲げる場合は、登録を行わない。

(1) 風俗営業又は性風俗産業に関わる場合

(2) 暴力団又は暴力団員が活動に関わる場合

(3) 宗教活動及び政治活動に関わる場合

(4) 各種法令等に違反し、又はその恐れがある場合

(5) その他、応援団への登録が適当でないと認める場合

3 応援団は、移住支援が困難となった場合その他登録の辞退が必要と認める場合には、市に登録取消しの申出をするものとする。

4 応援団の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ、登録期間終了までに取消しの申出がない場合は、自動更新する。

(移住支援の停止・変更)

第5条 応援団は、前条第1項で申請した定住・移住支援を停止し、又はその内容を変更することができる。この場合において、応援団は市にその旨を報告しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市は、応援団が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、応援団の登録を取り消すことができるものとする。

(1) 応援団から第4条第3項に基づく登録取消しの申出があったとき。

(2) 第4条第2項ただし書に該当することが判明したとき。

(3) 応援団の趣旨に反するような行為を行い、又はそのおそれがあると認めるとき。

(4) 市が提供したパンフレット等を不正に利用したとき。

(5) 応援団を利用する移住希望者等に不利益が生じるおそれがあるとき。

(6) 登録した連絡先と連絡が取れなくなったとき。

(7) その他、応援団としての登録が適当でないとき。

(免責事項)

第7条 市は、応援団の申請に基づく情報提供のみを実施し、情報提供後に発生する売買又は取引等については一切関与しないものとする。

2 市は、応援団の登録等により発生したトラブル及び損害について、一切の責任を負わないものとし、当該損害を賠償する義務も負わないものとする。

(庶務)

第8条 応援団に関する庶務は、市長戦略部渉外課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。